

# 世田谷区教育の情報化推進計画

(平成26年度～平成35年度)

案

H26.2.13 現在

平成26年3月

世田谷区教育委員会

# 目 次

21世紀にふさわしい学びと学校の創造 .....	2
計画の目的と全体構成 .....	3
これまでのICT化の歩み .....	4
世田谷区の学校ICT環境整備の現状 .....	7
世田谷区教育の情報化推進計画（平成24年度～平成25年度）の推進状況 ...	8
教育の情報化に関する研究開発校の取り組みと成果 .....	10
国の動向 .....	10
本計画の目標及び基本方針 .....	15
具体的な取り組み .....	15
（1）児童・生徒の情報活用能力の育成	
（2）教科等指導における情報通信技術の活用	
（3）校務の情報化、校務の負担軽減	
（4）地域との連携・地域の拠点としての学校	
（5）災害に強い学校づくり	
（6）運用管理体制の強化	

## 21世紀にふさわしい学びと学校の創造

### 1. 21世紀に求められる子どもたちの力

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、知識基盤社会の時代とされています。競争と技術革新が絶え間なく起こる知識基盤社会においては、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力が求められ、社会構造のグローバル化により、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争が加速するとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性が増大しているといえます。

そのため、文部科学省は「教育の情報化ビジョン」を策定し、21世紀にふさわしい学びと学校の創造を推進しています。

### 2. 新学習指導要領と教育の情報化

新学習指導要領では、変化の激しい社会を担う子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」の育成がますます重要となっており、確かな学力の育成には、基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度等をはぐくむことが必要であり、思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用して行う言語活動をより充実させる必要があるとしています。

また、情報活用能力をはぐくむことは、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力等をはぐくみ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、知識・技能を活用して行う言語活動の基盤となるものであり、「生きる力」に資するものとしています。

こうした21世紀を生きる子どもたちに求められる力をはぐくむためには、何よりも、一人ひとりの子どもたちの多様性を尊重しつつ、それぞれの強みを生かし潜在能力を発揮させる個に応じた教育を行うとともに、異なる背景や多様な能力を持つ子どもたちがコミュニケーションを通じて協働して新たな価値を生み出す教育を行うことが重要になると考えています。

### 3. 学習指導要領を踏まえた情報教育とICT活用の推進

新学習指導要領では、児童生徒によるICT活用について知識・技能の活用を図る学習活動や探求的な学習活動、これらの基盤となる言語活動（記録、要約、説明、論述）において、教科の目標を達成するための効果的なICT活用について示しています。

また、前述の「知識基盤社会」の時代にあって「生きる力」の重要な要素である「情報活用能力」を身に付けることが一層求められ、情報教育の推進のためには、各教科等の指導を担う教員が、その指導の中に情報教育のねらいや内容が含

まれていることを認識するとともに、情報教育の目標の3観点(情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度)をバランスよく身に付けさせるよう、計画的に情報教育を推進することが極めて重要となっています。

## 計画の目的と全体構成

第2次世田谷区教育ビジョンでは、「一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、社会をたくましく生き抜く力を、学校・家庭・地域が連携してはぐくむ」ことを今後10年間の基本的な考え方として、3つの基本方針と6つの施策の柱を掲げています。

### 3つの基本方針

- ・地域とともに子どもを育てる教育の推進
- ・これからの社会を生き抜く力の育成
- ・生涯を通じた学びの充実

### 6つの施策の柱

- ・地域との連携・協働による教育
- ・家庭における教育力向上への支援
- ・「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進
- ・信頼と誇りのもてる学校づくり
- ・安全安心と学びを充実する教育環境の整備
- ・生涯を通じて学び合う地域コミュニティづくり

本計画は、平成24年3月に策定した「世田谷区教育の情報化推進計画(平成24年度～平成25年度)」の後継計画となり、第2次世田谷区教育ビジョンの個別計画として、急速に進化するICT技術及びサービスに的確に対応するため、平成26年度から、おおむね10年間を通して、そのめざすべき姿を明らかにします。

また、平成26年度からおおむね4年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うこととします。

さらに、平成23年4月に文部科学省が策定した「教育ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」及び平成25年6月の「世界最先端IT国家創造宣言」を実現する計画となります。

## 計画期間のイメージ図

平成 26年度 2014	平成 27年度 2015	平成 28年度 2016	平成 29年度 2017	平成 30年度 2018	平成 31年度 2019	平成 32年度 2020	平成 33年度 2021	平成 34年度 2022	平成 35年度 2023
<b>第2次世田谷区教育ビジョン</b>									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
<b>世田谷区教育の情報化推進計画</b>									
第1期行動計画				第2期行動計画				調整計画	
<b>世田谷区基本計画</b>									
世田谷区新実施計画				世田谷区新実施計画				調整計画	

## これまでのICT化の歩み

### (1) 平成12年度以前

世田谷区の情報教育を推進するため、「情報教育のビジョンを企画・提言する組織の設置、ソフトの整備、情報教育推進教員の養成」が課題とされ、校内研修マニュアルの作成、教員研修の実施を進めるとともに、将来のコンピュータセンターの設置も視野に入れた4つの部会からなる庁内横断的な組織、「情報教育検討委員会」が置かれましたが、「世田谷区情報教育推進計画」が策定されるまで、体系だった情報教育となっていませんでした。

### (2) 世田谷区情報教育推進計画（平成12年度～平成16年度）

ア、世田谷の情報教育の目標として「情報活用の実践力」の育成、「情報手段の活用能力」の育成、「情報社会に参画する態度」の育成の3点が定められ、学習指導要領に示された内容や、指導項目、情報教育における配慮

事項などを示すとともに、推進体制としての「情報教育主任協議会」の設置やパソコン操作研修などの教員研修の形を示しました。

イ、平成14年度には、計画を改訂する「世田谷区情報教育推進計画」(平成15年度～平成16年度)を策定し、情報教育の目標の3つの観点として「情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度」が示されましたが、教員の資質を高め、子どもたちの情報活用能力を育て、授業において情報機器の活用を推進する具体的な方策が示されませんでした。

(3) 世田谷区情報教育推進計画(平成18年度～平成19年度)

世田谷区教育ビジョンの次期行動計画(第2期以降、平成20年度～平成26年度)や区の実施計画策定等に合わせ、「教育の情報化」のための長期計画(平成20年度～平成26年度)を策定していくための移行計画として、5つの基本方針、4つの重要な視点、5つの重点事業を推進しました。

基本方針

- ・「情報教育」推進のための研究の実施
- ・ITを活用した「わかる授業」の推進
- ・「教育の情報化」の推進のための研究の実施
- ・IT利用環境の整備
- ・「教育の情報化」を推進するための教員研修の改善

視点

- ・学習情報センター機能をもつ図書館を活用した情報教育を推進する
- ・IT活用を、情報機器に詳しい教員に限らず、授業力のある教員をリーダーとして進める
- ・学校全体でITを活用した授業を推進する
- ・IT活用を簡単に、気軽に実施できる環境を整備する

重点事業

- ・IT活用授業研究員(マイスター)の育成
- ・IT活用授業研究校の指定
- ・世田谷区「教育の情報化」モデル校の指定
- ・学校図書館活用授業研究の指定
- ・IT利用環境の整備

(4) 世田谷区教育の情報化推進計画(平成20年度～平成23年度)

世田谷区の現状と課題を踏まえた4つの目標と、実現の方策として、国のIT新改革戦略に即した5つの方針と世田谷の地域特性を踏まえた2つの方針を合わせた7つの基本方針を定め推進しました。

目標

- ・ICTを活用した教育活動の充実と学力の向上
- ・ICTを活用した信頼される学校づくりと教育の質の向上
- ・地域とともに進める教育の情報化
- ・セキュリティの確立

#### 基本方針

- ・ I C T 環境整備の推進 - I C T を活用できる教育環境整備の推進 -
- ・ 教員の I C T 活用指導力の向上
  - I C T を活用できる学校づくり・人材育成 -
- ・ I C T 教育の充実 - I C T を活用した児童・生徒の学力の向上 -
- ・ 情報モラル教育等の充実 - 児童・生徒の情報活用能力の育成 -
- ・ 校務の情報化の推進
  - 子どもと向き合う時間の確保と教育の質の向上 -
- ・ 地域との連携
- ・ 運用管理体制の強化

#### ( 5 ) 世田谷区教育の情報化推進計画 ( 平成 2 4 年度 ~ 平成 2 5 年度 )

前計画の目標をそのままに、文部科学省が平成 2 3 年 4 月に公表した「教育の情報化ビジョン」で示した 3 つの方針に、世田谷区の地域特性等を踏まえた 3 つの方針を加えた、6 つの基本方針のもとにさまざまな事業の取り組みを推進しました。

#### 目標

- ・ I C T を活用した教育活動の充実と学力の向上
- ・ I C T を活用した信頼される学校づくりと教育の質の向上
- ・ 地域とともに進める教育の情報化
- ・ セキュリティの確立

#### 基本方針

- ・ 児童・生徒の情報活用能力の育成
- ・ 教科指導における情報通信技術 ( I C T ) の活用
- ・ 校務の情報化、校務の負担軽減
- ・ 地域との連携、地域の拠点としての学校
- ・ 災害に強い学校づくり ( 災害時の情報発信体制の強化等 )
- ・ 運用管理体制の強化

## 世田谷区の学校ICT環境整備の現状

文部科学省が毎年実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」における世田谷区の現状等は、以下のとおりとなっています。

図表1 学校におけるICT環境の整備状況

(平成25年3月1日現在)

		学校数 (校)	教育用コンピュータ総台数 (台)	教育用コンピュータ1台当たりの児童・生徒数 (人/台)	普通教室のLAN整備率 (%)	超高速インターネット接続率(30Mbps以上回線) (%)
小学校	全国	20,791	890,349	7.5	82.5	74.8
	東京都	1,301	59,703	9.3	67.6	76.3
	世田谷区	64	2,302	13.7	26.4	100
中学校	全国	9,762	502,379	6.5	81.8	76.2
	東京都	621	31,779	7.3	66.0	78.1
	世田谷区	29	1,674	6.2	70.5	100

		学校数 〔再掲〕 (校)	教員の校務用コンピュータ整備率 (%)	電子黒板の整備状況 (台/校)	電子黒板のある学校の割合 (%)	デジタル教科書の整備率 (%)
小学校	全国	20,791	105.8	2.2	81.2	62.6
	東京都	1,301	116.5	2.9	83.6	36.3
	世田谷区	64	109.2	1.3	98.4	28.1
中学校	全国	9,762	104.4	1.9	74.4	64.5
	東京都	621	115.5	2.5	77.0	35.9
	世田谷区	29	109.4	2.2	100	100

図表2 教員のICT活用指導力

(平成25年3月1日現在)

		教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力 (%)	授業中にICTを活用して指導する能力 (%)	児童・生徒のICT活用を指導する能力 (%)	情報モラルなどを指導する能力 (%)	校務にICTを活用する能力 (%)
小学校	全国	80.9	70.4	67.4	78.4	75.7
	東京都	77.0	67.5	62.3	76.4	73.6
	世田谷区	77.8	71.1	61.9	78.7	75.5
中学校	全国	77.0	62.9	58.2	71.2	73.3
	東京都	73.8	58.9	56.6	70.4	71.5
	世田谷区	73.9	63.8	60.3	73.5	73.9



「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の項目別平均  
 選択肢は「わりにできる」、「ややできる」、「あまりできない」、「ほとんどできない」  
 の4つであり、回答者の自己評価で選択している。

出典：文部科学省 平成24年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果

### 世田谷区教育の情報化推進計画(平成24年度～平成25年度)の推進状況

事業名	平成25年度までの計画	実績
情報教育計画の作成	各校での情報教育計画の作成	研究校において、小・中学校9年間を見通した情報教育計画の検討を行った
情報モラル教育の充実	情報モラル研修に関する研修の実施	教育の情報化推進リーダー、ICTマイスターに対して情報モラルの研修を実施した
	学校非公式サイトの監視	学校非公式サイトの監視により平成24年度は2件に対して管理者に削除の要請を行った
	ネットリテラシー醸成講座の実施	全区立中学校1年生に対してネットリテラシー醸成講座を行った
学校図書館の機能拡充(蔵書管理の電算化による検索機能の向上)	貸出管理の電算化に向けた諸手続き・実施 調べ学習等授業での検索機能の活用	学校図書館の蔵書目録を電子化し、検索機能の向上を図った
教員のICT活用能力の育成	全校1名以上のICTマイスターの選任 先進的ICT活用事例の共有	ICTマイスターを配置し、パソコン、実物投影機(書画カメラ)、プロジェクタを配備した
普通教室におけるICT教育環境の整備	普通教室用共有大型提示装置等の整備	60校(センター校を除く)の普通教室のフロアー1台を目安に各2台の電子黒板共用機を整備した
ICTを活用した授業推進校(学び舎)の設置	研究校(学び舎)の指定 研究授業の実施 学校間の情報交流手法の検討	駒の学び舎、和みの学び舎で研究授業を実施した
デジタル教科書・教材を活用した授業改善	デジタル教科書・教材導入の検討 教科「日本語」のデジタル教材活用	教育の情報化研究校にデジタル教科書を配置し研究授業を実施した

事業名	平成 25 年度までの計画	実績
特別支援教育の充実	通級指導学級の I C T 化の推進 障害の種別に応じた I C T 機器の活用策の検討	弱視通級指導学級へタブレット型情報端末を配置し、拡大鏡としての機能を活用した
校内放送のデジタル化	検討（試行）	2 校で校内放送のデジタル化を行った
学校における校務の情報化の推進 （効率性の向上）	適用対象の調査・検討	適用対象事業の調査を実施した
学校における校務の情報化の推進 （新たな適用業務）	適用対象の調査・検討	財務会計、文書、人事、給食費収納の公会計化等のシステム化を検討した
学校と教育委員会事務局各課の連携強化	校務ポータルサイトの充実 校務ネットワークシステムから庁内情報網一部コンテンツの利用検討	事務用ネットワークと校務用ネットワーク間でメール送受信を実施した
教育委員会事務局の事務改善検討	校務支援システム利用手法の検討	事務用ネットワークと校務用ネットワーク間で情報共有のためメールによる効率化を図った
校務ネットワークシステムの安定運営	校務ネットワークシステムサーバ及び校務用パソコンの機器更新（中学校）	安定運用を図るため、サーバ機器及び通信機器のリプレースを行った
学校関係者評価の推進	学校ホームページでの学校関係者評価の公表 地域や学校関係者と学校の情報交流手法の研究・検討	全校で評価の公表を行った
緊急連絡メールの改善	緊急連絡メールと連動した WEB ページの運用	学校が配信したメールを WEB ページからも確認できるよう改善を行った
災害時の情報発信体制の強化	学校ホームページ( C M S ) の双方向運用の検討	学校ホームページを外部データセンターへ移行した
情報セキュリティの推進	セキュリティ監査の実施と対策基準の評価・見直し セキュリティポリシー研修の実施	教員研修でセキュリティ研修を実施した

## 教育の情報化に関する研究開発校の取り組みと成果

	取組内容	成 果
駒の学び舎 (駒沢中、駒沢小、弦 巻小、三軒茶屋小)	I C Tを活用した授業の改善	駒沢中学校に校内無線 LAN の 整備、タブレット型情報端末 を整備し研究授業を行った
和みの学び舎 (奥沢中、奥沢小、東 玉川小)	学び合い、高め合い	東玉川小学校に校内無線 LAN の整備、タブレット型情報端 末を整備し研究授業を行った

## 国の動向

### 1. 教育の情報化に関する手引き（平成22年10月・文部科学省）

#### (1) 学習指導要領等からみた教科指導でのICT活用の重要性

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の総則において、教師がコンピュータや情報通信ネットワークなどの「情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」と記述されている。また、学習指導要領解説総則編では、「これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく、それぞれの情報手段の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる」と記述されています。

これらの記述は、教科指導におけるICT活用の必要性を特に述べたものであり、授業の中でICTを効果的に活用し、指導方法の改善を図りながら、児童生徒の学力向上につなげていくことが重要であることを示しています。

学習指導要領解説総則編第2章「教育課程の基準」によれば、学習指導要領は「目標、指導内容」等についての基準を示すものとされています。

一方、目標や指導内容をどのように教えるかという「指導方法」は、学校及び教師が工夫改善していくものであり、学習指導要領の総則において配慮する事項として示されています。その中でも、教科指導におけるICT活用については、個別指導やグループ別指導、教師の協力的指導などの指導方法や指導体制の工夫改善とともに、教育効果が期待できる指導方法として取り上げられています。

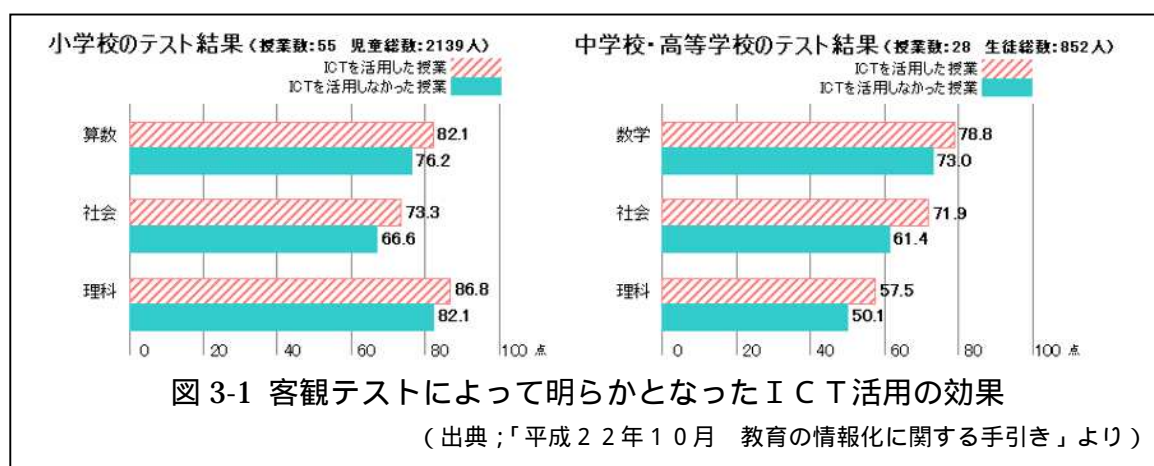
また、教科指導におけるICT活用に関する記述は、情報社会の進展などの社会の変化を踏まえた特色を示すものであると考えられ、各学校が常に工夫改善を図りながら、社会の変化に対応した教育活動を推進することの必要性を示しています。

#### (2) 教科指導におけるICT活用の効果

教科指導におけるICT活用による効果については、これまでの調査研究などから明らかになっており、例えば、平成17年度及び18年度に文部科学省委託事業により実施した「ICTを活用した指導の効果の調査」において、全

国で実施された752件の検証授業を分析評価した結果では、ICTを活用して授業を行った教員の98.0%が、「関心・意欲・態度」の観点において効果を認めていた。それ以外の観点(知識・理解、思考・判断、表現・技能・処理)や、ICT活用によって児童生徒が集中して取り組めるようになることや児童生徒が楽しく学習できるようになることなどについても、多くの教員が効果を認めています。

また、児童生徒に対する調査によれば、学習に対する積極性や意欲、学習の達成感などすべての項目について、ICTを活用した授業の場合の方が評価が高かった。さらに、児童生徒に対する客観テストの結果によれば、各教科の得点や「知識・理解」や「技能・表現」の観点で高い効果が得られています。



以上のように、ICTを活用した授業は、児童生徒に対して学力向上に高い効果があり、それを教員も認めていることが明らかとなっています。

### (3) 児童生徒によるICT活用の効果を高めるために

基礎的・基本的な知識・技能を習得する際に欠かせない繰り返しの学習指導では、一人ひとりの習熟の度合いに応じた指導が必要となります。その際に、指導の記録や習熟の度合いの把握をしやすくしたり、個に応じた問題の作成の効率化を図ったりする上で、児童生徒がドリルソフトなどのICTを活用すると効果的である。

そして、発表、記録、要約、報告といった基礎的・基本的な知識・技能を活用して行う言語活動においても、ICTを活用することでより充実した学習が実現できる。このような学習活動は、学習指導要領の各教科等において具体的な記述が数多くなされている。

例えば、学習指導要領解説総則編では、小学校では、国語科における言語の学習、社会科における資料の収集・活用・整理、算数科における数量や図形の学習、理科の観察・実験などが示されている。中学校では、国語科、社会科、数学科、理科、外国語科等の各教科等における資料の収集・処理、観察・実験などが示されている。高等学校では、国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、外国語科等の各教科等における資料の収集、処理や発表などが示されて

いる。その他にも、各教科等において多くの記述がなされており、児童生徒によるICTを活用した学習活動が、普通の授業において適切に行われることが必要である。

その上で、これらの各教科等でのICTを活用した学習活動は、総合的な学習の時間などにおける問題解決や探究活動につながっていくことに配慮する必要がある。

また、各教科等において、児童生徒が適切にICTを活用するためには、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作が身に付いていることが前提となる。小学校学習指導要領の総則に示されるように、小学校段階において基本的な操作能力を身に付けさせておくことが必要となる。これらについて、詳しくは第4章で述べる。

さらに、校内のICT環境の整備を推進し、児童生徒がいつでもICTが活用できる環境を整えておくことや、児童生徒が安心してICTを活用できるようフィルタリング機能の措置を講じたり、情報セキュリティの確保などに十分配慮したりすることが必要である。

## 2. 世界最先端IT国家創造宣言及び世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成25年6月・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

### (1) 教育環境自体のIT化

学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上を図り、あわせて、教える側の教師が、児童生徒の発達段階に応じたIT教育が実施できるよう、IT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図る。

また、2010年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築するとともに、新しいモノづくりであるデジタル・ファブリック(3Dプリンター等)やロボティクス、プログラミング、情報セキュリティ、コンテンツ作成等、学生等が、将来を展望した技術を習得できる環境整備を教育環境のIT化とともに進めることを目標としている。

### (2) 教育環境自体のIT化

#### 【目標(マイルストーン含む)】

・学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進める。

・教える側の教師のIT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図るため、指導案や教材など教師が活用可能なデータベースの構築等を行う。

・2010年代中には、すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築する。

## 【短期（2013年度～2015年度）】

### IT利活用に関する実証研究の実施

- ・ 教育分野におけるIT化の全国的な普及・展開に向けて、フューチャースクール推進事業を行いIT環境の構築・運用の技術的要件やノウハウを整理するとともに、学びのイノベーション事業を実施し、IT環境を活用した教育の効果や指導方法やコンテンツ開発等を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 2014年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も踏まえつつ、1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、教育ITシステムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

### 教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）

- ・ 学校のIT環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など）を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 2014年度末までに、「デジタル教科書・教材」の位置づけ、制度に関する課題整理を行い、2015年度から「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を実施する。【文部科学省】
- ・ 子どもや教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発及び標準化を実施する。【総務省、文部科学省】
- ・ 2015年度末までに、クラウドを活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築、確立する。【総務省】

### IT利活用による教員の指導力の向上

- ・ 教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討を行い、2015年度から全ての教員がITを活用できる指導方法を構築する。【文部科学省】
- ・ 指導案・教材データベース構築に向けた検討を行い、2015年度から指導案・教材データベースを設計・開発し、運用を開始する。【総務省、文部科学省】

## 【中期（2016年度～2018年度）】

### IT利活用に関する実証研究の実施

- ・ 2014年度以降、フューチャースクール推進事業及び学びのイノベーション事業の成果も踏まえつつ、1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、教育ITシステムの標準化を実施する。【総務省、文部科学省】

### 教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）

- ・ 学校のIT環境の整備（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など）を行う。【総務省、文部科学省】
- ・ 「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討を行うとともに、「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備を進める。【文部科学省】
- ・ クラウドを活用した学校・家庭をシームレスでつなげる教育・学習環境を構築・確立する。【総務省】

IT利活用による教員の指導力の向上

- ・ 教材データベースの設計・運用を行い、IT利活用による指導力の向上につなげるとともに、教員がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【文部科学省、総務省】

【長期（2019年度～2021年度）】

教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）

- ・ 2010年代中に学校のIT環境（超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など）を整備する。【総務省、文部科学省】
- ・ 教員がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策を実施する。【総務省、文部科学省】

実施スケジュール（4. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化）

年度	短期			中期			長期			KPI	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		
① 教育環境自体のIT化 (1) 人材育成・教育	IT利活用に関する実証研究の実施	フューチャースクール推進事業 学びのイノベーション事業	1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開と教育ITシステムの標準化【総務省、文科省】								・実証研究の成果の全国的な普及状況
	教育環境のIT化（最適な教育ITシステムの確立）	学校のIT環境（※）の整備（短期目標の設定とその達成）【総務省、文科省】		学校のIT環境の整備（計画の見直し及び新たな目標の設定とその達成）【総務省、文科省】			学校教育でのIT利活用による授業革新の実現			・学校のIT環境の整備状況	
		「デジタル教科書・教材」の位置づけ・制度に関する課題整理【文科省】	「デジタル教科書・教材」の導入に向けた検討【文科省】	※超高速ブロードバンド接続、情報端末配備、電子黒板、無線LAN環境など							
		クラウドを活用した学校・家庭をシームレスにつなげる教育・学習環境の構築・確立【総務省】		「デジタル教科書・教材」の導入・普及促進に向けた環境整備【総務省、文科省】						・教員のIT指導能力の状況	
		子どもや教員が利用しやすいデジタル教科書・教材の開発・標準化【総務省、文科省】		教員がITを活用できる環境の整備と指導方法普及への施策の実施【総務省、文科省】							
	IT利活用による教員の支援及び指導力の向上	教員のIT指導能力の整理、評価方法の検討【文科省】	全ての教員がITを活用できる指導方法の構築【文科省】	指導案・教材データベースの設計・開発・運用開始【総務省、文科省】							
② 国民全体のITリテラシーの向上	リテラシー 現状の把握【総務省】										
	ITリテラシー教育の充実・改善	子どもたちや保護者の情報リテラシーの育成、情報モラル教育の充実【総務省、文科省】			学校・公民館等におけるITリテラシー育成のためのモデルシステムに関する調査研究【総務省、文科省】			各年代へのリテラシー教育の実効性の高いモデルシステムの検討及び継続的な改善【総務省、文科省、経産省、消費者庁】			・リテラシー現状の把握及びその改善 ・遠隔教育等の実施状況
		スマートフォンにおける適正な利用者情報の取扱いに係る取り組み推進などの安全な利用環境整備【総務省、経産省、消費者庁】		遠隔教育、eラーニング等ITの利活用による自由な学べる環境の整備【総務省、文科省】							

（出典：「平成25年6月 世界最先端IT国家創造宣言工程表」より）



## 本計画の目標及び基本方針

### (1) 計画の目標（継続する4つの目標）

「世田谷区基本計画」及び「第2次世田谷区教育ビジョン」の実現を図るため、本計画の目標は、前計画の4つの目標を継続して推進していくこととします。

[4つの目標]

ICTを活用した教育活動の充実と学力の向上

ICTを活用した信頼される学校づくりと教育の質の向上

地域とともに進める教育の情報化

セキュリティの確立

### (2) 計画の基本方針（6つの方針）

計画目標を実現するために、文部科学省が平成23年4月に公表した「教育の情報化ビジョン」で示した3つの方針に、世田谷区の地域特性等を踏まえた3つの方針を加えた、6つの基本方針のもとに具体的な取り組みを推進していくこととします。

[6つの方針]

児童・生徒の情報活用能力の育成

教科等指導における情報通信技術の活用

校務の情報化、校務の負担軽減

地域との連携・地域の拠点としての学校

災害に強い学校づくり

運用管理体制の強化

## 具体的な取り組み

### (1) 児童・生徒の情報活用能力の育成

情報教育計画の作成

国の情報化ビジョンの中では、児童・生徒の情報能力の育成にあたり、文部科学省作成の「教育の情報化に関する手引き」に示された、各学校段階において期待される情報活用能力やこれを身に付けさせるための指導事例等について学校現場へ周知する重要性に触れています。

世田谷区においても、同手引きをもとに、各校が情報教育に関する計画を作成し、到達目標と取り組み手法などを明らかにしながら推進します。

情報モラル教育の充実

ICT技術の進歩と、児童・生徒のICT利用が拡大する中で、情報社会に参画する態度の育成は重要な課題となっています。

世田谷区では、従来から情報モラル教育に取り組むとともに、「世田谷区学校非公式サイト等対策検討委員会」による検討や学校非公式サイトの監視など、学校非公式サイトの実態の把握と対策に取り組んできました。



今後も、情報モラル教育の充実と学校非公式サイト等の監視を継続していきます。

#### 学校図書館の充実及び安定運用

児童・生徒の情報活用能力を育成するために、調べ学習等を活用して、情報活用の実践力や情報の科学的な理解力を育成するため、インターネットによる情報検索を行う環境を整備します。また、学校図書館の蔵書管理を電算化することにより、書名や著者名に限らず、教科書単元等のキーワードで検索できるシステムを導入し学校図書館運営についての事務改善を行いました。

今後とも、調べ学習等に活用するため、蔵書の適正管理を行い安定運用を図ります。

## (2) 教科等指導における情報通信技術の活用

### 教員のICT活用能力の育成

前計画の下、「誰でも、いつでも」ICTを活用できるよう、各学校でICTの活用をリードするICTマイスターを1校1名以上選出し、研修授業に取り組んできました。引き続き、全校でのICTマイスターの育成に取り組むとともに、より先進的な取り組みを行う「ICT活用リーダー」を選出し、ICTをより効果的に活用する授業を研究していきます。

### 普通教室におけるICT教育環境の整備

前計画により、「いつでも、どこでも」ICTを活用した授業を行えるよう、ICT環境の整備を進めてきました。

平成23年4月に文部科学省が発表した教育ビジョン及び平成25年6月の世界最先端IT国家創造宣言及び世界最先端IT国家創造宣言工程表では、2018年度に「1人1台の情報端末による教育の全国的な普及・展開と教育ITシステムの標準化」が掲げられています。

そのため、本計画期間内では1クラス1台の電子黒板の設置、児童生徒1人1台の情報端末を目標に、学校の共用機器としての電子黒板及びタブレット情報端末を増設し目標を達成していきます。

### ICTを活用した授業推進校(学び舎)の設置

デジタル教科書・教材の導入を勸案し、電子黒板等を活用し、デジタル教科書・教材等の特性を活かした授業を推進します。

推進校の指定にあたっては、「学び舎」を単位とし、学び舎を構成する学校間の情報交流などを活性化するための手法等を検討していきます。

### デジタル教材を活用した授業改善

デジタル教科書・教材については、国の情報化ビジョンの中でも、その開発と普及を主要な課題と位置づけています。デジタルコンテンツは、編集が容易であり、かつ双方向性があり、一旦作成すると共有できる等の特色があり、こうした特色を上手く活用すると教員が授業の準備等を一層効率的に行うことや児童・生徒の情報活用能力の育成にも資するものであるとしています。

今後、本格的に普及すると考えられるデジタル教科書・教材について、その特性や開発動向等を踏まえながら、その活用策等を研究・検討していきます。

#### 特別支援教育の充実

特別支援教育では、ICTを効果的に活用することで、子どもたちの障害や特性に応じて各教科や自立活動等の指導の効果を高めることができ、前計画により、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器の整備、大型提示装置の整備に取り組みました。

今後とも、特別支援学級のICT化を推進するとともに、障害の種別に応じたICT機器の効果的活用についてさらに検討を進め整備していきます。

### (3) 校務の情報化、校務の負担軽減

#### 学校における校務の情報化の推進（効率性の向上）

前計画により、区立小・中学校全校の校務専用ネットワークを整備し、常勤教員1人1台、非常勤教員等向け各校2台の校務用のパソコン等を配備しました。また、メールやスケジュール等のグループウェアや児童・生徒の名簿管理、成績処理等の校務支援システムを導入し、学校における事務（校務）の情報化を推進してきました。

今後とも校務の効率化を図るため、区立小・中学校からの要望に対して効率化・標準化を考慮して検討・対応していきます。

#### 学校における校務の情報化の推進（新たな適用業務）

学校の教育活動に係る校務事務等は、財務会計、文書、人事などの事務のほか、給食費の徴収など多岐にわたっており、これらの事務は一部を除いて電算化がされておらず、事務処理に時間を要しています。

教員が担っている人事・財務会計・文書事務及び給食費収納事務等の軽減を図り、教員が児童・生徒と向き合う時間を拡充させるとともに、自らの研究の時間を充実させ、教員の資質の向上を図ります。

#### 教育委員会事務局の事務改善の検討

学校が校務ネットワークシステムで児童・生徒の名簿や成績処理等を行うことにより、校務ネットワーク内に新たな情報が蓄積されています。

この情報を教育委員会事務局各課で行っている学校対象事務の効率化のために活用することを検討・適用を図ります。

#### 安定した校務ネットワークシステム運営に向けた機器更新

引き続き、校務ネットワークシステムを安定的に運用するためには、機器の定期的な更新が不可欠であり、計画的・効果的に機器の更新を図ります。

### (4) 地域との連携・地域の拠点としての学校

#### 学校関係者評価等の推進

各学校の学校関係者評価の公表を、学校ホームページを活用し一層の迅

速化を図っていきます。

また、学校ホームページに加えツイッター及びSNS等を利用した手法を研究・検討します。

## (5) 災害に強い学校づくり

### 緊急連絡メールの安定運用

区立小・中学校、区立幼稚園では緊急時の情報提供手段として緊急連絡メールシステムを運用しています。しかし、東日本大震災時では、携帯通信回線が混雑状態になり通信の遅延が発生しました。一方で、インターネットの利用は可能であったことから、緊急メールで発信した情報をインターネット上でいつでも見られる仕組みを導入しました。

今後とも、災害時を想定し安定的な運用を行っていきます。

### 災害時における学校ICT環境の活用

学校は地域の中核的な施設であり、災害発生時には教室や体育館等を避難所として利用することが想定され、災害時に、安否確認をはじめとする情報受発信の手段として機能することが期待されています。

CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を活用した学校ホームページは、震災時においても重要な情報手段となり、災害時におけるICTの価値を実証する取り組みとなりました。

世田谷区の学校ホームページにおいても、外部データセンターを活用したCMSに移行していますが、今後とも、災害等の緊急事態を想定し安定運用を図っていきます。

## (6) 運用管理体制の強化

### 情報化推進リーダーの役割の明確化

情報化推進リーダーの役割を、「学校における情報化計画の企画立案」、「情報資産等のセキュリティ管理」とし、研修等を実施しノウハウの普及を図り、学校のICTガバナンスを向上させます。

### 情報セキュリティの推進

教育委員会では、平成22年度にセキュリティポリシーを策定しました。今後、情報セキュリティ監査や研修を通し、セキュリティポリシーの徹底を図るとともに、評価・検証・見直しを行い、情報セキュリティのPDCAサイクルを確立していきます。

## 参考文献

平成24年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(文部科学省)

教育の情報化に関する手引き(平成22年10月・文部科学省)

世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

世界最先端IT国家創造宣言工程表(平成25年6月・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

世田谷区教育の情報化推進計画  
(平成26年度～平成35年度)

編集・発行 世田谷区教育委員会事務局教育総務課  
発行日 平成26年3月

再生紙を使用しています